

治山工事特記仕様書【立木伐採集積】

立木の伐採・搬出については下記のとおり行なうこととする。

- 1.受注者は、伐木等作業の際には、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(令和2年1月31日付け基発 0131第1号の厚生労働省労働基準局長通知)」を遵守すること。(厚生労働省HP「伐木作業・林業における安全対策」を参照)
2. 受注者は、工事の支障とならないよう伐採した立木を適切に枝払い・玉切を行ったうえで、必要に応じてワイヤーロープ等を用いて、速やかに直近土場等まで搬出すること。
3. 受注者は、「立木の伐採及び直近土場等への搬出完了時」において、段階確認を受けなければならない。
段階確認の事務手続きは、「三重県公共工事共通仕様書3-1-1-4」に準じる。